令和7年度こどもの意見表明等支援事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、こどもの意見表明等支援事業を委託する事業者を選定するために行う 公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名
 - 令和7年度こどもの意見表明等支援事業
- (2) 業務内容

「令和7年度こどもの意見表明等支援事業仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

- (3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日(月)までとします。
- (4) 委託上限額
 - 4,204,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※本業務の契約締結に係る上限額であり、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※本プロポーザルは、富山県令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備 手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務であるため、富山県議会において当初予算 が否決された場合は、委託契約は締結しないものとする。

なお、契約しなかった場合においても、プロポーザル参加事業者が本業務を実施するために支出した費用(準備行為も含む)、提供した知見の対価等については一切補償しない。

3 応募資格

本プロポーザルに応募できる者は、次の要件を全て満たす団体(特定非営利活動法人、 社会福祉法人、一般社団法人や株式会社などの法人格を有する団体又は任意団体)又は複 数の団体で構成する共同事業体とする。

- (1) 団体の本部又は事務局機能を有すること。
- (2) 事業を実施するうえで必要となる協議等の措置を適切に、かつ迅速に遂行できる体制を有していること。
- (3) 児童福祉に関する活動についての知識及び実績があること。
- (4) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 組織の運営に関する規則(定款・会則等)を有し、責任者が明確であること。
- (7) 事業の適正な遂行に必要な組織・人員を有すること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる活動目的としていないこと。
- (9) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。

- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (11) 共同事業体にあっては、各構成団体が(1)から(10)に掲げる全ての項目を満たしている者であり、当該事業体を構成する団体間で締結した協定書を有すること又は当該委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

4 応募方法・応募期限

- (1) 応募書類は次のとおりとし、サイズはA4(A3折込み可)とします。
 - (様式第1号) プロポーザル参加申込書
 - (様式第2号) 企画提案書
 - (様式第3号) 団体に関する概要書
 - (様式第4号) 業務に要する経費見積書
- (2) 提出方法 電子メール (電話で到達確認をしてください。)
- (3) 提出期限 令和7年3月10日(月) 午後5時必着

5 質問受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年2月25日(火)から令和7年3月3日(月)午後5時まで
- (2) 質問先 「11 問い合わせ・提出先」のとおり
- (3) 質問方法 「質問書(様式1)」を用いて電子メールで提出すること。 (電話で到達 確認をしてください。)
- (4) 回答期限 令和7年3月5日(水)
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、参加申込いただいた団体全員に電子メールにて送付します。
- (6) その他 以下の質問については、受け付けません。
 - ア 審査基準の配点に関する質問
 - イ 他の応募者に関する質問
 - ウ 審査員に関する質問
 - エ その他、プロポーザルに参加するものとして適切でない質問

6 委託団体選定方法

- (1) 応募団体からの提案内容について、選考基準により、応募書類とプレゼンテーションの内容を審査し、委託候補先を決定します。
- (2) プレゼンテーション日時・場所は、別途個別に案内します。
- (3) 審査基準は別紙「審査基準」のとおりとします。

7 プロポーザル審査方法及び審査結果

(1) 提案者が1者の場合でも、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、評価基準点(60点以上)を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。

- ① プレゼンテーションの日時(予定) 令和7年3月中旬~下旬 ※後日、個別に連絡
- ② プレゼンテーションの会場(予定) 県庁周辺会議室 ※後日、個別に連絡
- ③ その他

プレゼンテーションは、参加申込書を提出された順番で実施します。

プロポーザル参加者ごとのプレゼンテーションの持ち時間は、1者あたり20分以内とします。(説明15分、質疑応答5分)

(2) 審査結果は、後日、採否のみ書面で通知します。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。

8 契約

採用者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託することはできません。 また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、あらかじめ県の承認を受けなければ なりません。

9 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じて複写することがあります。
- (3) この提案に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (4) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (5) 当事業は、国の基金を活用するため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があるので、あらかじめ留意すること。

10 今後のスケジュール (予定)

(1) 質問受付期限 3月3日(月)午後5時

(2) 質問回答期限 3月5日(水)

(3) 参加申込及び提案書提出期限 3月10日(月)午後5時

(4) プレゼンテーション実施 3月中旬~下旬(参加者に別途案内)

(5) 審査結果通知、契約締結 3月下旬(予定)

11 問い合わせ・提出先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県厚生部こども家庭室こども未来課児童相談所等機能強化推進担当 稲垣、坂村 受付時間は、午前9時から正午、午後1時から5時まで(土日・祝日を除く。)

TEL:076-444-3207 (直通)

FAX: 076-444-3493

E-mail: akodomokatei@pref.toyama.lg.jp